

廃棄物処理業者等に係る不利益処分実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づいて倉敷市長が許可した廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者及び認定を受けた二以上の事業者に対して行う不利益処分の基準とその手続を定めることにより、不利益処分の適正かつ公正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「廃棄物処理業者」とは、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

2 この要領において「廃棄物処理施設設置者」とは、一般廃棄物処理施設の設置者及び産業廃棄物処理施設の設置者をいう。

3 この要領において「認定を受けた二以上の事業者」とは、法第12条の7の規定により産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた二以上の事業者をいう。

4 この要領において「不利益処分」とは、事業等の停止又は許可等の取消しをいう。

5 この要領において「事業等の停止」とは、法第7条の3、第9条の2、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）及び第15条の2の7の規定に基づき、廃棄物処理業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずること及び廃棄物処理施設設置者に対して期間を定めて廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることをいう。

6 この要領において「許可等の取消し」とは、法第7条の4（法第12条の7第6項の規定により同項第2号に定める者とみなして適用する場合を含む。）、第9条の2の2（法第12条の7第6項の規定により同項第3号に定める者とみなして適用する場合を含む。）、第12条の7第10項、第14条の3の2（法第12条の7第6項の規定により同項第4号に定める者とみなして適用する場合及び法第14条の6において準用する場合を含む。）又は第15条の3（法第12条の7第6項の規定により同項第5号に定める者とみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又は認定を受けた二以上の事業者が受けた当該許可又は認定を取り消すことをいう。

(基準)

第3条 不利益処分の内容は、別表1の1から1の3までの不利益処分基準表に基づいて判定するものとする。

2 不利益処分基準表の適用に当たっては、次に掲げるところによる。

(1) 総違反点数は、違反行為を認知した時点の違法行為について別表１の１に基づいて基本点数を算出した上、別表１の２に基づいて算出した点数を加減して算出する。

(2) 基本点数は、社会通念上１個の行為が違反行為の２個以上の項目に該当する場合は、その最も大きい点数を適用し、複数の行為が違反行為の２個以上の項目に該当する場合は、それぞれの点数を重複して算出する。

3 前２項の規定にかかわらず、法第７条の４第１項各号（法第１２条の７第６項の規定により同項第２号に定める者とみなして適用する場合を含む。）、第９条の２の２第１項各号（法第１２条の７第６項の規定により同項第３号に定める者とみなして適用する場合を含む。）、第１４条の３の２第１項各号（法第１２条の７第６項の規定により同項第４号に定める者とみなして適用する場合及び法第１４条の６において準用する場合を含む）又は第１５条の３第１項各号（法第１２条の７第６項の規定により同項第５号に定める者とみなして適用する場合を含む。）に該当する場合は、許可等の取消しを行うものとする。

（手続）

第４条 不利益処分に係る手続は、別表２の不利益処分手続表に基づいて行うものとする。

2 前項の手続のうち意見陳述のための手続については、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項により、許可等の取消しにあっては聴聞を、事業等の停止にあっては弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、法第７条第５項第４号イからルまでのいずれか、又は法第１４条第５項第２号イからヘまでのいずれかに該当するに至ったものとして許可等の取消しを行おうとする場合において、行政手続法第１３条第２項第２号に該当するときは、聴聞を行わないことができる。

（第三者に対する違反行為の実行要求等に係る行政処分）

第５条 前２条の規定は、廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設設置者が第三者に対して違反行為の実行を要求若しくは依頼又は教唆若しくは幫助したときも、これを適用する。

（その他）

第６条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に当たって必要な事項は、倉敷市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１３年９月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成１６年３月１日から施行する。
- 2 この要領の施行前に不利益処分を受けた廃棄物処理業者は、この要領に基づいて不利益処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成１８年１２月１日から施行する。
- 2 この要領の施行前に不利益処分を受けた廃棄物処理業者は、この要領に基づいて不利益処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 この要領の施行前に不利益処分を受けた廃棄物処理業者は、この要領に基づいて不利益処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成２７年４月１日から施行する。
- 2 この要領の施行前に不利益処分を受けた廃棄物処理業者は、この要領に基づいて不利益処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要領の施行前に不利益処分を受けた廃棄物処理業者は、この要領に基づいて不利益処分を受けたものとみなす。

別表 1 の 1 行政処分基準表（違反行為基本点数）

罰則条項及び量刑	違反行為	違反条項	点数
法第 25 条 5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金又はこの併科	1 無許可営業	法第 7 条第 1 項、第 6 項 法第 14 条第 1 項、第 6 項 法第 14 条の 4 第 1 項、第 6 項	150
	2 無許可変更	法第 7 条の 2 第 1 項 法第 14 条の 2 第 1 項 法第 14 条の 5 第 1 項	140
	3 措置命令違反	法第 19 条の 4 第 1 項 法第 19 条の 4 の 2 第 1 項 法第 19 条の 5 第 1 項（法第 17 条の 2 第 3 項の規定により準用する場合を含む。） 法第 19 条の 6 第 1 項	150
	4 委託基準違反 （無許可業者への委託）	法第 6 条の 2 第 6 項 法第 12 条第 5 項 法第 12 条の 2 第 5 項	140
	5 名義貸しの禁止違反	法第 7 条の 5 法第 14 条の 3 の 3 法第 14 条の 7	
	6 施設無許可設置	法第 8 条第 1 項 法第 15 条第 1 項	150
	7 施設無許可変更	法第 9 条第 1 項 法第 15 条の 2 の 6 第 1 項	
	8 無確認輸出	法第 10 条第 1 項（法第 15 条の 4 の 7 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）（未遂の場合を含む。）	
	9 受託禁止違反	法第 14 条第 15 項、法第 14 条の 4 第 15 項	
	10 廃棄物の投棄禁止違反	法第 16 条（未遂の場合を含む。）	
	11 廃棄物の焼却禁止違反	法第 16 条の 2（未遂の場合を含む。）	
	12 指定有害廃棄物の保管、収集等違反	法第 16 条の 3	

罰則条項及び量刑	違反行為	違反条項	点数
法第 26 条 3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科	13 委託基準違反・再委託禁止違反	法第 6 条の 2 第 7 項 法第 12 条第 6 項 法第 12 条の 2 第 6 項 法第 7 条第 14 項 法第 14 条第 16 項 法第 14 条の 4 第 16 項	140
	14 改善命令・旧許可業者等に対する命令等違反	法第 19 条の 3（法第 17 条の 2 第 3 項の規定により準用する場合を含む。） 法第 19 条の 10 第 1 項の規定により準用する法第 19 条の 4 第 1 項 法第 19 条の 10 第 2 項の規定により準用する法第 19 条の 5 第 1 項	
	15 施設無許可譲受け・借受け	法第 9 条の 5 第 1 項（法第 15 条の 4 の規定により準用する場合を含む。）	130
	16 無許可輸入（許可条件違反を含む。）	法第 15 条の 4 の 5 第 1 項、第 4 項	
	17 不法投棄・不法焼却の目的による収集運搬	法第 16 条、第 16 条の 2 の罪を犯す目的で廃棄物を収集運搬	
法第 27 条 2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金又はこの併科	18 無確認輸出予備	法第 10 条第 1 項（第 15 条の 4 の 7 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）	130
法第 27 条の 2 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	19 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第 12 条の 3 第 1 項	120
	20 管理票写し送付（回付を含む。）義務違反・記載義務違反・虚偽記載	法第 12 条の 3 第 3 項～第 5 項	
	21 電子情報に係る管理票送付義務違反	法第 12 条の 5 第 6 項	
	22 管理票写し保存義務違反（管理票交付者）	法第 12 条の 3 第 2 項、第 6 項	
	23 管理票又はその写しの保存義務違反（受託者）	法第 12 条の 3 第 9 項、第 10 項	
	24 虚偽の記載をした管理票交付等	法第 12 条の 4 第 1 項、第 3 項、第 4 項	130
	25 引受禁止違反	法第 12 条の 4 第 2 項	120
	26 電子管理票虚偽登録、電子管理票報告義務違反・虚偽報告	法第 12 条の 5 第 1 項～第 4 項	
	27 管理票措置命令違反	法第 12 条の 6 第 3 項	130
	28 輸入に係る管理票交付・電子情報登録義務違反・虚偽登録	法第 15 条の 4 の 7 第 2 項の規定により準用する法第 12 条の 3 第 1 項又は法第 12 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項	120
法第 28 条 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	29 土地の形質の変更の届出を行った者に対する計画変更命令、措置命令違反	法第 15 条の 19 第 4 項、法第 19 条の 11 第 1 項	110

罰則条項及び量刑	違反行為	違反条項	点数
法第 29 条 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	30 非常災害時施設届出義務違反、虚偽の届出	法第 9 条の 3 の 3 第 1 項 法第 9 条の 3 の 3 第 3 項の規定により準用する法第 9 条の 3 第 8 項	100
	31 事業場外保管届出義務違反	法第 12 条第 3 項、法第 12 条の 2 第 3 項	
	32 施設使用前検査受験義務違反	法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。） 法第 15 条の 2 第 5 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）	
	33 非常災害時施設に係る命令違反	法第 9 条の 3 の 3 第 3 項の規定により準用する法第 9 条の 3 第 3 項、第 9 項又は第 10 項	
	34 処理困難通知義務違反・虚偽通知	法第 14 条第 13 項 法第 14 条の 2 第 4 項 法第 14 条の 3 の 2 第 3 項（法第 14 条の 6 の規定により準用する場合を含む。） 法第 14 条の 4 第 13 項 法第 14 条の 5 第 4 項	
	35 処理困難通知保存義務違反	法第 14 条第 14 項 法第 14 条の 2 第 5 項（法第 14 条の 3 の 2 第 4 項の規定により準用する場合を含む。） 法第 14 条の 4 第 14 項 法第 14 条の 5 第 5 項の規定により準用する法第 14 条の 2 第 5 項 法第 14 条の 6 の規定により準用する法第 14 条の 3 の 2 第 4 項	
	36 指定区域内の土地の形質変更届出義務違反、虚偽の届出	法第 15 条の 19 第 1 項	
	37 特定施設の事故時の措置に対する命令違反	法第 21 条の 2 第 2 項	

法第 30 条 30 万円以下の罰金	38 帳簿備付け・記載・保存義務違反	法第 7 条第 15 項、第 16 項（法第 12 条第 13 項、法第 12 条の 2 第 14 項、法第 14 条第 17 項又は法第 14 条の 4 第 18 項の規定により準用する場合を含む。）	70
	39 業廃止・変更届出義務違反、虚偽の届出	法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項、法第 14 条の 5 第 3 項の規定により準用する場合を含む。）	
	40 施設の廃止等届出義務違反、虚偽の届出	法第 9 条第 3 項（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項の規定により準用する場合を含む。）	
	41 最終処分場の埋立終了届出義務違反、虚偽の届出	法第 9 条第 4 項（法第 15 条の 2 の 6 第 3 項の規定により準用する場合を含む。）	
	42 施設相続届出義務違反、虚偽の届出	法第 9 条の 7 第 2 項（法第 15 条の 4 の規定により準用する場合を含む）	
	43 定期検査拒否・妨害・忌避	法第 8 条の 2 の 2 第 1 項 法第 15 条の 2 の 2 第 1 項	90
	44 施設の維持管理事項記録・備付け違反	法第 8 条の 4（法第 9 条の 10 第 8 項、法第 15 条の 2 の 4、法第 15 条の 4 の 4 第 3 項の規定により準用する場合を含む）	70
	45 処理責任者設置義務違反	法第 12 条第 8 項	
	46 管理責任者設置義務違反	法第 12 条の 2 第 8 項	
	47 有害使用済機器の保管又は処分業の届出義務違反、虚偽の届出	法第 17 条の 2 第 1 項	
	48 報告拒否、虚偽報告	法第 18 条第 1 項（法第 17 条の 2 第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 2 項	90
	49 立入検査拒否・妨害・忌避	法第 19 条第 1 項（法第 17 条の 2 第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 2 項	
	50 技術管理者設置義務違反	法第 21 条第 1 項	70
法第 33 条 20 万円以下の過料	51 災害時の事業場外保管届出義務違反	法第 12 条第 4 項、法第 12 条の 2 第 4 項	50
	52 産業廃棄物処理計画提出義務違反	法第 12 条第 9 項、法第 12 条の 2 第 10 項	
	53 産業廃棄物処理計画実施状況報告義務違反	法第 12 条第 10 項、法第 12 条の 2 第 11 項	
	54 指定区域内の土地形質変更届出義務違反	法第 15 条の 19 第 2 項、第 3 項	

罰則条項及び量刑	違反行為	違反条項	点数
	55 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る変更認定の申請義務違反	法第12条の7第7項	150
	56 処理基準違反	法第6条の2第2項、第3項、法第7条第13項 法第12条第1項、第2項、法第14条第12項 法第14条の4第12項	70
	57 管理票等に係る勧告違反	法第12条の6第1項	
	58 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る変更の届出義務違反	法第12条の7第9項	
	59 許可条件違反	法第7条第11項（法第7条の2第2項の規定により準用する場合を含む。） 法第8条の2第4項 法第14条第11項（法第14条の2第2項の規定により準用する場合を含む。） 法第14条の4第11項（法第14条の5第2項の規定により準用する場合を含む。） 法第15条の2第4項	
	60 施設の維持管理基準違反	法第8条の3第1項 法第15条の2の3第1項	
	61 有害使用済機器の保管又は処分基準違反	法第17条の2第2項	
	61 施設設置者の一廃処理届出義務違反	法第15条の2の5	50

別表１の２ 不利益処分基準表（加重軽減措置点数）

	加重・軽減項目	加重事由	加点数	軽減事由	減点数
1	違法行為の結果による生活環境保全上の影響	重大又は広範囲に支障を生じさせるおそれがある。	20	自主的かつ速やかに原状回復又は適正処理を行った。	20
		特別管理産業廃棄物に係る行為である。	10	行政指導に従って原状回復又は適正処理を行った。	10
2	違法行為の悪質性	特に悪質である。 （計画的かつ反復継続して行った、行政命令に従わなかった等）	20		
		悪質である。 （計画的かつ反復継続して行う意思が認められた等）	10		
3	周辺住民等に与えた不安等	程度が大きい。	20		
4	違法行為後の情状	反省、改しゅんの情が認められない。 （資料の偽造・廃棄、虚偽報告により事案の解明を妨害した等）	20	反省、改しゅんの情が著しい。（積極的に資料を提出し、事案の解明に尽力した等）	10
5	前歴	過去５年間に不利益処分を受けたことがある。	20		
		過去５年間に３回以上文書による指導を受けたことがある。	10		
		過去５年間に文書による指導を受けたことがある。	5		
6	その他			特に情状酌量すべき事情がある。	10～30

別表１の３ 不利益処分基準表（処分判定基準）

違反総点数	50～69	70～89	90～109	110～129	130以上
処分の内容	事業等の停止				許可等の取消し
	10日	30日	60日	90日	

別表２ 不利益処分手続表

	手続の項目	手続の要領等
1	違反行為事実の把握	報告徴収、立入検査、苦情の申出、警察からの情報提供等により違反行為の事実を把握する。
2	事実関係の調査	違反行為の内容に応じて、実行者、期間、処理方法、委託者、廃棄物の種類、受託量、処理量、処理の料金、許可内容との関係、処理場所、その面積、容量等の状況、処理場所付近の環境、環境への影響の程度、原状回復等措置状況、過去の違反歴、反省の程度等を調査するほか、刑事事件となったものは、起訴状の確認、公判審理の傍聴、判決書の確認等を行う。
3	不利益処分の適否等の検討	1 違反行為の事実を照らし、不利益処分の適否及び予定される処分の内容をリサイクル推進部において検討した上、確定する。 2 当事者が他の都道府県・政令市の長から許可を受けた廃棄物処理業者である場合は、必要に応じて当該都道府県・政令市の廃棄物行政を主管する部署と調整する。
4	意見陳述のための手続	聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たっては、行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「法」という。）に定めるもののほか、倉敷市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成１０年規則第９号。以下「規則」という。）に定めるところによる。
5	聴聞の通知等	1 聴聞を行うに当たっては、規則第４条第１項に規定する期日までに、その名あて人になるべき者（法人である場合には、通知する時に登記事項証明証等により確認した代表者である者とする。以下同じ。）に対し、法第１５条第１項、第２項に規定する事項を記載した書面により通知する。 2 聴聞の主宰者の指名は、聴聞の通知の時までにされるようにする。 3 聴聞の期日における審理は、原則として公開しない。ただし、公開を相当と認めるときは、規則第１１条に規定する公示及び通知をする。
6	聴聞の実施	1 聴聞の期日における審理は、法第２０条により行う。 2 主宰者は、法第２４条により審理の経過を記載した調書を作成するとともに、聴聞の終結後速やかに、当事者等の主張に対する意見を記載した報告書を作成し、市長に提出する。
7	弁明の機会の付与	弁明の機会の付与を行うに当たっては、規則第１６条に規定する期日までに、その名あて人となるべき者に対し、法第３０条に規定する事項を記載した書面により通知して弁明書の提出を求める。
8	弁明の聴取	弁明を口頭ですることを相当と認めるときは、規則第１８条により弁明を聴取し、規則第１９条により弁明調書を市長に提出する。
9	不利益処分の施行等	1 不利益処分は、指令の形式によるものとし、被処分者に対し、民事訴訟法第１編第５章第４節の規定の例により、当該文書を送達する。 なお、許可の取消である場合、被処分者が倉敷市長から許可証を交付された者であるときは、許可証の返納を求める。 2 不利益処分をした場合は、その旨を環境省、都道府県・政令市の廃棄物行政を主管する部署の長に通知する。 なお、被処分者が法人で、かつ、倉敷市長から許可証を交付された者である場合には、役員の氏名及び住所を明示する。